

平成29年度（平成29年4月1日～）（2017年度）処遇改善加算改定の件

平成29年1月16日

- ・平成29年4月1日より、処遇改善加算の改定のみが実施されます。
- ・詳細の内容は、平成29年2月に発表予定です。⇒「定期昇給」を導入した事業所への加算率がアップします！！
- ・平成29年度改定は、ほかの加算や基本報酬は変更せず、介護職員処遇改善加算だけを改定する「処遇改善改定」となります。
- ・4月から新加算を行う場合、3月15日（介護施設は3月末）までに提出する必要があります。

H29.4～

新加算 (月額3万7000円相当)	加算Ⅰ (月額2万7000円相当)	加算Ⅱ (月額1万5000円相当)	加算Ⅲ (加算Ⅱ x 0.9)	加算Ⅳ (加算Ⅱ x 0.8)
(算定要件) キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ 及び キャリアパス要件Ⅲ + 職場環境等要件を満たす (2015年4月以降に開始する取り組み)	(算定要件) キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす (2015年4月以降に開始する取り組み)	(算定要件) キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす	(算定要件) キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれかを満たす	(算定要件) キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれも満たさず

注)

- キャリアパス要件Ⅰ : 職位・職責・庶務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- キャリアパス要件Ⅱ : 資質向上のための計画を策定して研修の実施または研修の機会を確保すること
- キャリアパス要件Ⅲ : 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設けること。

職場環境等要件 : 賃金改善以外の処遇改善を実施すること
(*就業規則等の明確な書面での整備・すべての介護職員への周知を含む)

*「キャリアパス要件Ⅲ」は、就業規則なり、賃金規程に明確な賃金テーブル表を作成する必要があります。また、3月の申請時にその賃金テーブル表を介護保険課等に提出することになります。賃金テーブルは①経験、②資格、③評価のいずれかによって昇給する仕組みである必要があります。1年後には、そのテーブル表に沿って昇給しているか否かの検証がされます。

介護職員処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ（案）

現行の加算	職位	月給例	→
	主任	20万円	
	班長	18万円	
	一般	15万円	

どのような場合に昇給するのか必ずしも明らかではない！！

事業者において以下の（１）～（３）のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする！！

（就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・すべての介護職員への周知を含む）

*昇給の方法は、基本給、手当、賞与等を問わない。

新加算	（１）経験		（２）資格		（３）評価	
	職位	月給例	職位	月給例	職位	月給例
	主任	勤続年数 6年～ 20万円	主任	資格 会社が指定する資格を取得 介護福祉士 20万円	主任	実技試験の結果 班長試験でS評価 20万円
班長	3～6年 18万円	班長	ヘルパー2級 18万円	班長	一般試験でA評価 18万円	
一般	～3年 15万円	一般	ヘルパー2級 15万円	一般	一般試験でB評価以上 15万円	

「経験」：「勤続年数」「経験年数」などを想定

「資格」：「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定

ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する

「評価」：「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する